

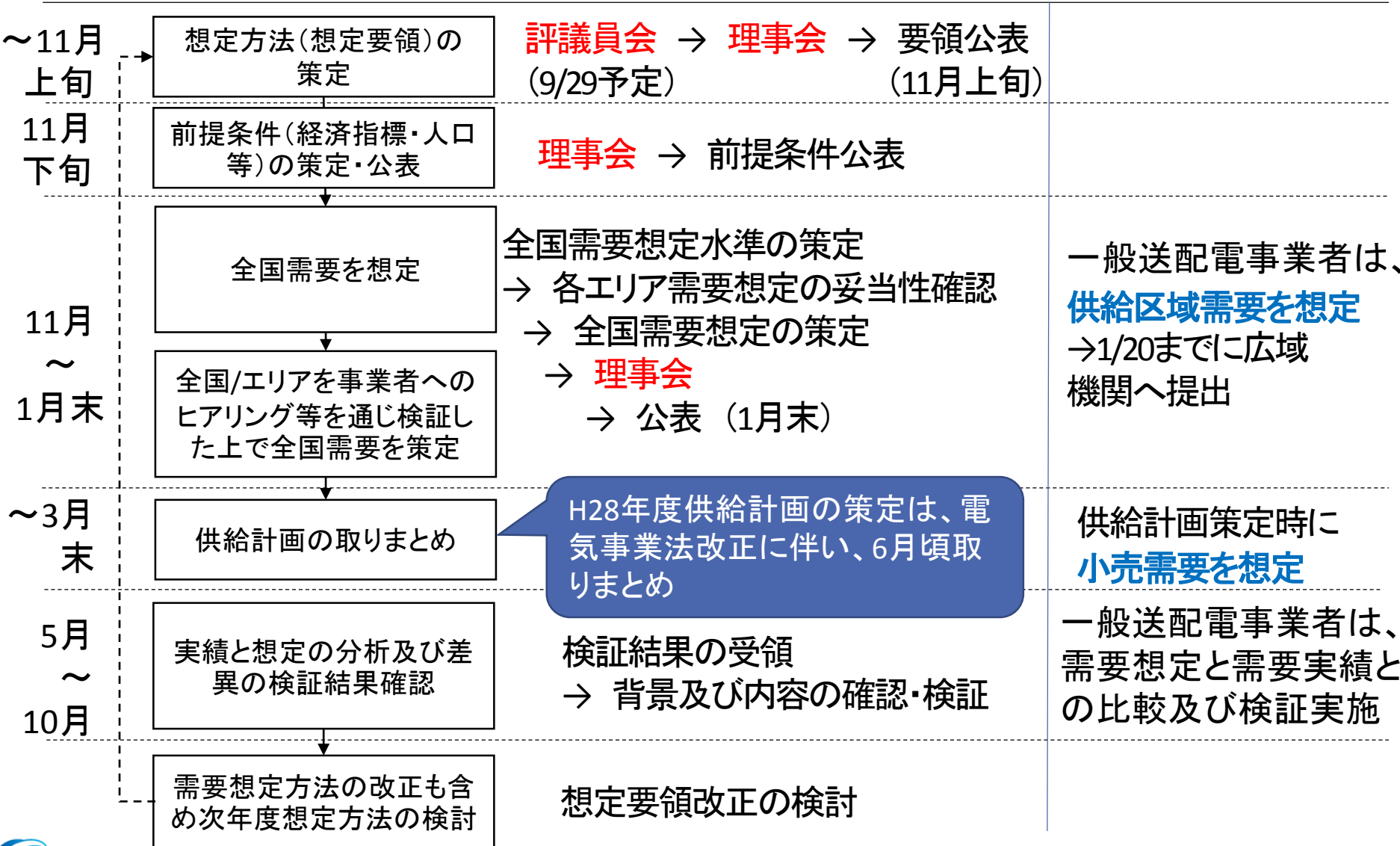
第3号議案参考資料
需要想定要領の変更について(案)
[概要]

平成27年9月29日

電力広域的運営推進機関

広域機関

会員



1. 供給計画届出書の記載要領に合わせた変更

- ・想定区分の変更(低圧需要が『家庭用その他』に一元化)に伴う想定方法の変更

2. 平成28年4月の電気事業法改正に伴う事業者名の変更

- ・事業者区分の変更(小売電気事業者、送配電事業者、発電事業者)

3. 平成28年度供給計画提出期限に関する附則の追加

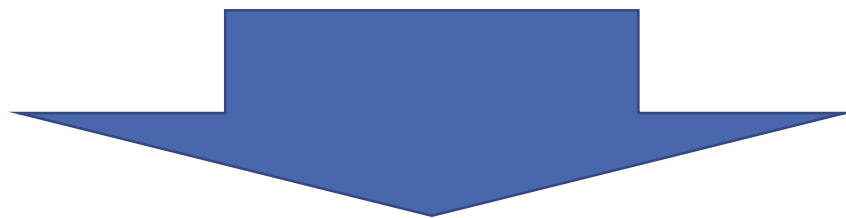
- ・平成28年度供給計画届出書の運用要領(案)による

4. その他、表現・体裁に関する修正

- ・送配電等業務指針、業務規程の表現との整合
- ・「※、数字表記、及び、但し」等、表現の統一

これまで、規制需要(低圧需要)については、一般電気事業者の料金メニューをベースとした区分で想定していた。また、供給計画届出書もこれに合わせて記載項目を設定している。

平成28年4月の小売全面自由化以降は、低圧需要に関して様々な料金メニューが出てくることが考えられ、この機に低圧需要想定について見直しが必要となった。



資源エネルギー庁は省令改正(供給計画届出書の記載要領変更)を予定。

合わせて、需要想定要領の想定区分および想定方法を変更する。

供給計画届出書の記載要領変更(予定)

		年度別	前々年度	前年度	1	
用途			(参考)	(参考)		
需 要 電 力	特定規模需要以外の需要	電 灯 需 要				
		電 力	低 圧 電 力			
			そ の 他 電 力			
		需 要	うち深夜電力			
			電 力 計			
		電 灯 電 力 計				
特 定 規 模 需 要	業 務 用					
	産 業 用 そ の 他					

平成27年度供給計画

		前々年度	前年度	1
用途		(参考)	(参考)	
需 要 電 力 量	家庭用その他			
	業務用			
	産業用その他			
	合計 (使用端)			
	合計 (需要端)			
	合計 (送電端)			

平成28年度供給計画(案)

供給計画届出書の需要想定に関わる様式の記載項目が変更になることに伴い需要想定要領を変更する必要がある。家庭用その他は口数・原単位法で想定することとする。なお、これによる想定精度への影響は小さいことを確認している。

以下、参考

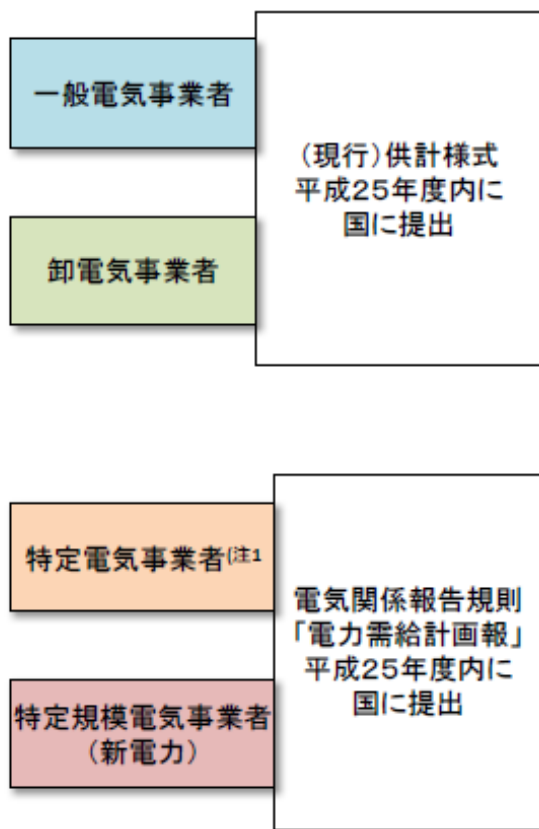
電気事業法改正に伴う事業者区分の変更

事業者ごとの供給計画の提出主体・提出時期について

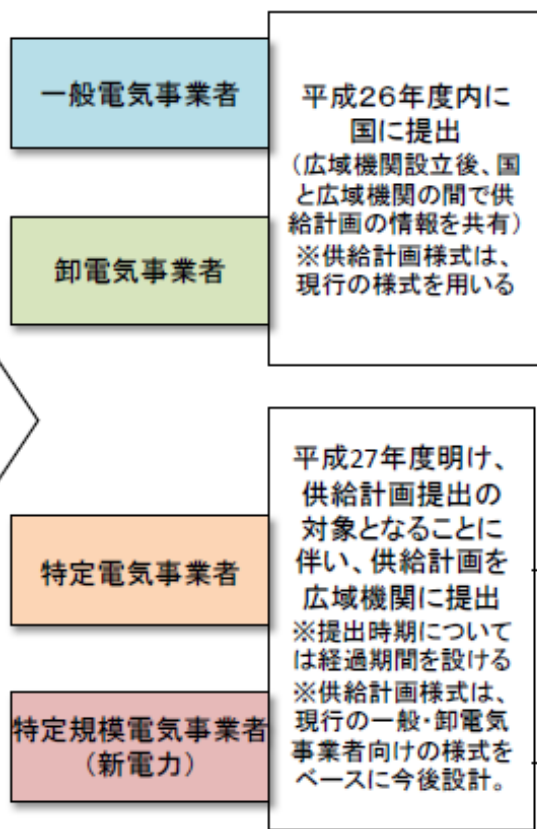
第7回制度設計WG資料

○法第29条に基づく供給計画の届出について、電気事業者(ライセンス)毎、年度毎の対応方針概要を以下に示す。

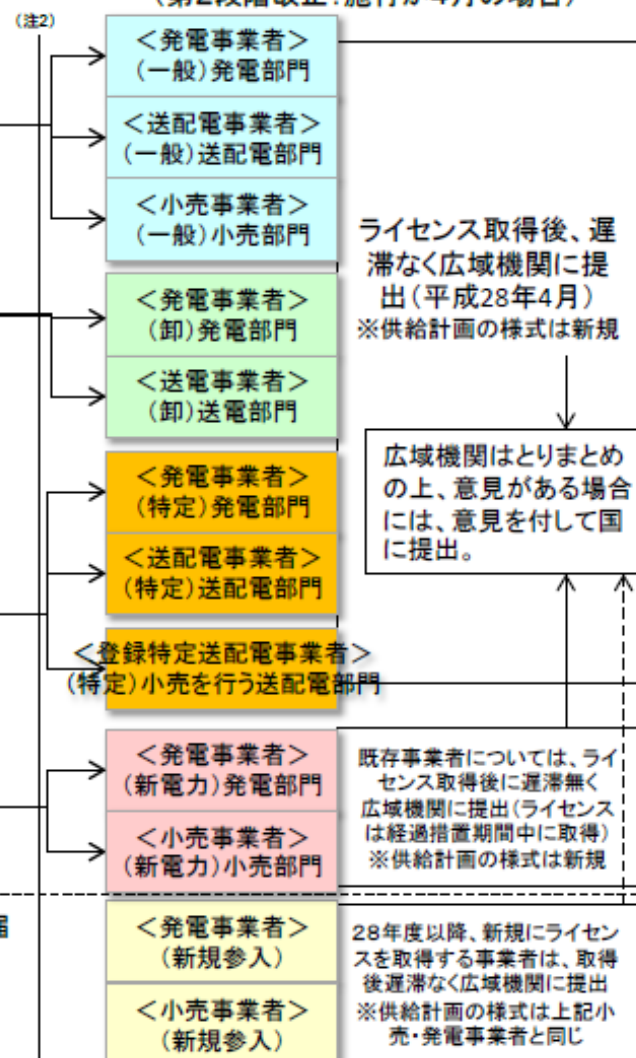
～平成26年度計画～



～平成27年度計画～ (第1段階改正)



～平成28年度計画～ (第2段階改正:施行が4月の場合)



注1:届出対象者は、接続供給を受ける特定電気事業者

注2:平成28年度供給計画は、第2段階施行後に届出を求める。

(3)届出期限

<旧一般電気事業者、旧卸電気事業者、旧特定電気事業者>

○平成28年4月28日(木)

<上記以外の小売電気事業者>

○平成28年3月31日以前に、法第2条の2に係る登録を受けた者においては、平成28年4月28日(木)

○平成28年4月1日以降に、法第2条の2に係る登録を受けた者においては、登録後遅滞なく。

<上記以外の、送電事業者及び特定送配電事業者>

○法第27条の4に係る許可を受けた送電事業者においては、許可取得後遅滞なく、法第27条の13に係る届出を行った特定送配電事業者においては、届出後遅滞なく。

<上記以外の発電事業者>

○法第27条の27に係る届出を行った後、遅滞なく。

H27年以前の需要想定方法について(需要電力量)

<短期想定(第1年度及び第2年度)>

 : 需要区分変更箇所

想定区分		構成比(%)	想定概要	
電 灯	従量電灯AB	19.7	口数・原単位法	人口, 時系列傾向線等から想定
	従量電灯C	3.8	需要数・原単位法	住宅設備の大型化傾向、経済指標との相関により想定
	その他電灯	0.9	契約種別ごと積み上げ、時系列傾向線等から想定	
	選択約款	7.6	需要数・原単位法	時系列傾向線等から想定
低圧電力		3.5	需要数・原単位法	時系列傾向線等から想定
その他電力	深夜電力	0.6	口数・原単位法	
	その他電力	0.6	臨時電力、農事用電力、融雪用電力等の積み上げ、時系列傾向線等から想定	
業 務 用	} 高圧または 特別高圧	23.9	国内総生産、第三次産業粗資本ストック等との相関、時系列傾向線等から想定	
産 業 用		39.3	鉱工業生産指数、国内総生産、第二次産業粗資本ストック等との相関、時系列傾向線等から想定	

<長期想定(第10年度)>

 : 需要区分変更箇所

想定区分		構成比(%)	想定概要	
電 灯	従量電灯AB	19.7	口数・原単位法	人口, 時系列傾向線等から想定
	従量電灯C	3.8	口数・原単位法	人口, 時系列傾向線等から想定
	その他電灯	0.9	時系列傾向線等から想定	
	選択約款	7.6	口数・原単位法	時系列傾向線等から想定
低圧電力		3.5	需要数・原単位法	時系列傾向線等から想定
その他電力	深夜電力	0.6	口数・原単位法	
	その他電力	0.6	臨時電力、農事用電力、融雪用電力等の積み上げ、時系列傾向線等から想定	
業 務 用	高圧または特別高圧	23.9	国内総生産、第三次産業粗資本ストック等との相関、時系列傾向線等から想定	
産 業 用		39.3	鉱工業生産指数、国内総生産、第二次産業粗資本ストック等との相関、時系列傾向線等から想定	

※構成比は平成26年度全国需要電力量に対する比率

低圧需要の95.7%(電力量比率)が口数・原単位法または需要数・原単位法で想定

平成28年度以降の需要想定方法について(需要電力量) 11

<短期想定及び長期想定>

 : 需要区分変更箇所

想定区分	構成比(%)	想定方法	
家庭用その他	36.8	口数・原単位法	(口数:年間延契約口数) 人口／一口当たり人口による方法や時系列傾向線による方法、新設住宅着工戸数との相関による方法等により想定 (原単位:年間需要電力量／口数) 時系列傾向線や経済指標との相関等により想定
業務用	23.9	国内総生産、第三次産業粗資本ストック等との相関等	
産業用	39.3	鉱工業生産指数、国内総生産、第二次産業粗資本ストック等との相関等	

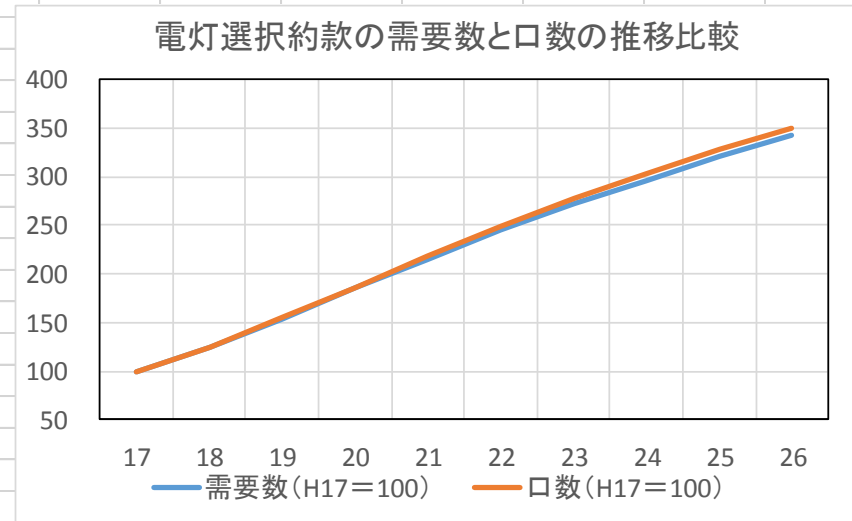
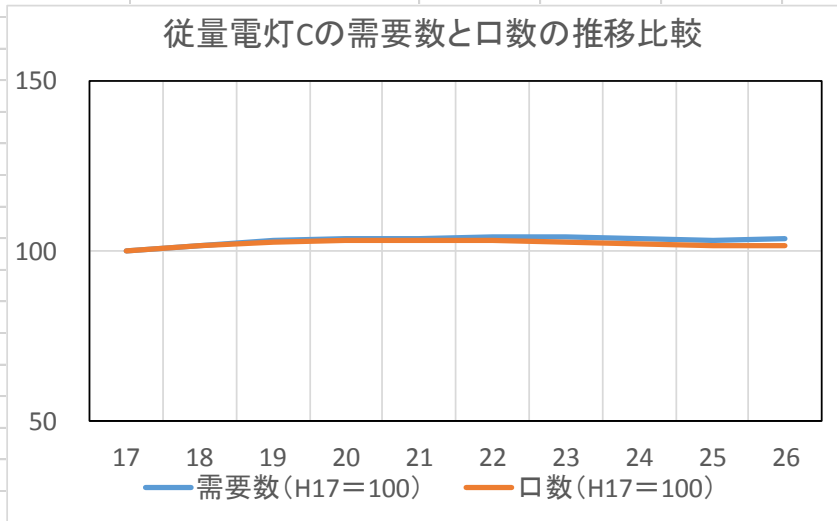
※構成比は平成26年度全国需要電力量に対する比率

低圧(家庭用その他)の需要想定方法を口数・原単位法に変更(短期、長期の区分なし)

従量電灯Cおよび電灯選択約款の需要数と口数の推移比較 (9社計)											
年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
従量電灯C	需要数 (千kW)	404,847	411,150	416,150	419,014	419,879	421,043	420,527	418,913	417,887	419,327
	口数 (千口)	2,750	2,786	2,812	2,826	2,829	2,831	2,822	2,803	2,791	2,795
	需要数 (H17=100)	100.0	101.6	102.8	103.5	103.7	104.0	103.9	103.5	103.2	103.6
	口数 (H17=100)	100.0	101.3	102.3	102.8	102.9	102.9	102.6	101.9	101.5	101.6
選択約款	需要数 (千kW)	183,285	229,873	282,514	339,476	394,870	447,968	497,727	543,396	587,280	627,583
	口数 (千口)	2,013	2,524	3,110	3,751	4,376	4,998	5,577	6,096	6,587	7,051
	需要数 (H17=100)	100.0	125.4	154.1	185.2	215.4	244.4	271.6	296.5	320.4	342.4
	口数 (H17=100)	100.0	125.4	154.5	186.3	217.4	248.3	277.0	302.8	327.2	350.3

出典) 電力広域的運営推進機関、日本電力調査委員会、電気事業連合会データより作成

注) 沖縄電力は従量電灯C契約が無いこと、また選択約款においては需要数データが無いことから、9社計で作成している。



口数・原単位法と需要数・原単位法は、相関が強く、想定精度に大きな違いはない

⇒どちらの方法でも想定手法としては同等とみなせる。

- ◇ 低圧需要(家庭用その他)の95.7%は口数・原単位法または需要数・原単位法により想定している。
- ◇ 口数と需要数は相関が強く、どちらを基に想定したとしても想定結果の差が小さく、想定手法としては同等とみなせる。
⇒全体の95.7%の想定していた手法(口数・原単位法または需要数原単位法)で想定方法を統一することがこれまでの需要想定との差異を小さくする観点から好ましい。
- ◇ 口数のデータは過去からのデータが存在するが、需要数はデータがない。



想定精度の観点および既存データからとりうる想定方法であるという観点から、家庭用その他は口数・原単位法で想定することとしたい。

業務規程 第19条 (抜粋)

- 4 本機関は、… 需要想定要領の改正が必要であると認めるときは、**評議員会の審議を経た上で、毎年11月上旬までに理事会において改正を決定する。**
- 6 本機関は、従来の需要想定の方法に**大幅な変更**を生じさせる需要想定要領の改正が必要と判断する場合は、**会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。**

業務規程 第20条

第20条 本機関は、需要想定的前提となる人口、国内総生産(GDP)、鉱工業生産指数(IIP)等の経済指標について、当年度を含む11年後までの各年度分の見通しを策定し、**毎年11月末までに、会員に通知するとともに公表する。**

業務規程 第21条 (抜粋)

- 4 一般電気事業者たる会員は、…当該会員の供給区域の需要想定を**毎年1月20日までに**本機関へ提出しなければならない。

送配電業務指針 第6条

第6条 卸電気事業者を除く電気事業者は、**需要想定要領に基づき、自社需要の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。**

- ◇ これまで、供給計画における供給予備率に関しては、H3(最大3日平均電力)を基に予備率8~10%という基準で評価されてきた。
- ◇ 他方、電力需給検証小委員会では、猛暑H1を基に予備率3%という基準で評価を実施している。

H3については、想定に資する過去の収集データの連続性や流通設備計画の前提として活用していることから継続して想定する必要がある。一方、広域機関の役割として猛暑時の需給バランス評価を検討する必要がある。需給バランス評価における供給予備率の在り方として、電力の安定供給確保の観点から猛暑H1による評価を検討することが望ましい。



H3の想定に加えて猛暑H1の想定方法について検討